

議第57号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(8)の項中

京都市都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）原谷特別工業地区建築条例第3条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	160,000	を
京都市建築基準条例第6条第2項第2号イの規定に基づく大規模建築物の敷地と道路との関係についての制限の適用除外に係る認定（同号イ(ア)の規定に基づく認定を除く。）の申請に対する審査	27,000	に、
京都市都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）原谷特別工業地区建築条例第3条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	160,000	
京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第5条第1項の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	180,000	を

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第5条第1項の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	180,000
京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例（以下「京北条例」という。）第4条第4項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000
京北条例第5条第4項第2号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	33,000
京北条例第6条第4項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000
京北条例第9条第1項の規定に基づく建築物の容積率等に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000

に改める。

附 則

この条例中京都市建築基準条例の規定に基づく認定の申請に対する審査に関する部分は平成20年8月1日から、京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の規定に基づく許可又は認定の申請に対する審査に関する部分は同条例の施行の日から施行する。

提案理由

建築基準法に基づき定める条例の規定に基づく許可又は認定の申請に対する審査に係る手数料を定める必要があるので提案する。